

1 事業所と一般住宅*を併用するものの取扱いに関する運用 (昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号。消防庁予防課長等通知)

※ ここで言う一般住宅とは、個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿および共同住宅以外のものをいう。

一般住宅部分 > 事業所部分	事業所部分 ≤ 50 m ²	一般住宅
	事業所部分 > 50 m ²	複合用途防火対象物 (一般住宅と事業所部分の複合)
一般住宅部分 ≒ 事業所部分		複合用途防火対象物 (一般住宅と事業所部分の複合)
一般住宅部分 < 事業所部分		事業所 ※用途は事業所部分の判定による

2 消防機関への届出について

(1) 防火管理者の選任届

- ・ 根 拠：消防法第 8 条第 2 項
- ・ 義務対象：收容人員

{	特 定 用 途 30 人以上 (特養等は 10 人以上)
{	非特定用途 50 人以上
- ・ 義務内容：管理権原者は、防火管理者を定めたときは、消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(2) 消防用設備等の設置届

- ・ 根 拠：消防法第 17 条の 3 の 2
- ・ 義務対象：延べ面積 300 m²以上 (令第 35 条)
- ・ 義務内容：防火対象物の関係者は、消防用設備等及び特殊消防用設備等を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

(3) 防火対象物の使用開始届

- ・ 根 拠：各市町村における条例
- ・ 義務対象：すべての防火対象物
- ・ 義務内容：防火対象物の関係者は、それぞれの用途に使用する際、使用開始の 7 日前までに消防長又は消防署長に届け出なければならない。

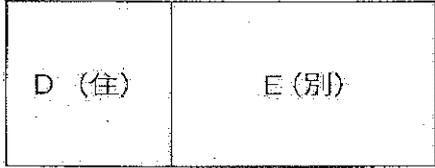
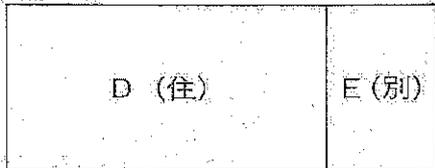
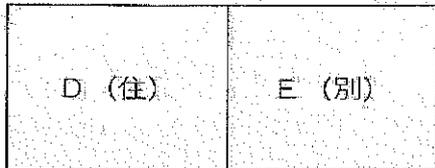


○消防法令上、ソフト 30 人、ハード 300 m²が消防機関による関与の線引き

➡ さらに、住宅利用型の施設については、50 m²で事業所としての線引き

○規模によらず必要となる「使用開始届」は、条例により規定

複合用途防火対象物の判定

参考図	判定条件	判定
 <p>D (住) E (別)</p> <p>D : 住宅部分 (個人居住), E : 別表用途部分</p>	<p>(1) E部分面積 < D部分面積 (2) E部分面積 ≤ 50m²</p> <p>(以上すべて満たす場合)</p>	<p>一般住宅</p>
 <p>D (住) E (別)</p> <p>D : 住宅部分 (個人住宅), E : 別表用途部分</p>	<p>(1) E部分面積 > D部分面積</p>	<p>単体用途 防火対象物</p>
 <p>D (住) E (別)</p> <p>D : 住宅部分 (個人住宅), E : 別表用途部分</p>	<p>(1) E部分面積 < D部分面積 (2) E部分面積 > 50m²</p> <p>(以上すべて満たす場合)</p>	<p>複合用途 防火対象物</p>
 <p>D (住) E (別)</p> <p>D : 住宅部分 (個人住宅), E : 別表用途部分</p>	<p>E部分面積 = D部分面積</p>	<p>複合用途 防火対象物</p>

新たな形態の小規模施設等の概要

施設名	施設の概要	消防法令上の取扱い
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 【児童福祉法第6条の2第8項】	里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5、6人)の子ども達を養育する事業。	通例、同事業が行われる施設は、(6)項口及びハ(社会福祉施設等)に掲げる防火対象物には該当せず、(5)項口(共同住宅等)に掲げる防火対象物に該当することが一般的と考えられる。 専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、(6)項口又はハ(社会福祉施設等)に掲げる防火対象物として取り扱うことが適当と考えられる。
家庭的保育事業(保育ママ) 【児童福祉法第6条の2第9項】	保育士又は看護師の資格を有する(平成22年4月からは、保育士又は研修により市町村が認めた者)家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において乳幼児を保育する事業。	乳幼児を対象として保育を行う施設であり、業態としては保育所と同様であるため、(6)項ハ(社会福祉施設のうち、主として自力避難困難な者が入所するもの以外のもの)の区分に該当すると考えられる。 ただし、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合には、同事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、全体として一般住宅として取り扱われるケースが多いと考えられる。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【老人福祉法第5条の2第5項】 【介護保険法第7条第15項】	認知症の状態にある要介護者に対して、共同生活を行う住居内において入浴、排せつ及び食事等の介護、日常生活上の援助を行う事業。	(6)項口(社会福祉施設のうち、主として自力避難困難な者が入所するもの)に該当。
障害者ケアホーム 【障害者自立支援法第5条第10項、第16項】	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において必要な日常生活上の世話をを行うもの。	「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、(6)項口、「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」以外については、(6)項ハとなる。 「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、障害者自立支援法に定める障害程度4以上の者が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害程度区分認定を受けていない者にあつては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断することと示されている。